

北広島市 長期優良住宅建築等計画 認定申請等手数料

(平成22年4月1日施行)

1. 法第5条第1項、第2項、第3項に係る認定申請手数料及び法第8条第1項に係る変更認定申請手数料（工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更を除く）

	住棟の総戸数	法第5条第1項、第2項、第3項に係る認定申請手数料	法第8条第1項に係る変更認定申請手数料
戸建住宅	1戸	8,200円	4,800円
長屋	2戸以上5戸以内	15,000円	8,500円
	6戸以上	25,000円	14,000円

1戸につき、上記の表に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ上記の表に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る（変更）認定申請の総数で除して得た額となります。（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとなります。）

【手数料計算例】

- (1) 6戸建の長屋にあって、全住戸（6戸）の認定申請をする場合

$$25,000 \text{ (円)} \div 6 \text{ (戸)} = 4,166 \text{ (円/戸)} \div 4,200 \text{ (円/戸)}$$

$$4,200 \text{ (円/戸)} \times 6 \text{ (戸)} = 25,200 \text{ (円/棟)}$$

- (2) 6戸建の長屋にあって、3戸のみ認定申請をする場合

$$25,000 \text{ (円)} \div 3 \text{ (戸)} = 8,333 \text{ (円/戸)} \div 8,300 \text{ (円/戸)}$$

$$8,300 \text{ (円/戸)} \times 3 \text{ (戸)} = 24,900 \text{ (円/棟)}$$

2. 法第8条第1項に係る変更認定申請手数料（工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更）

	変更認定申請手数料
1戸につき	750円

3. 法第9条第1項に係る変更認定申請手数料（譲受人決定）

	変更認定申請手数料
1戸につき	1,500円

4. 法10条に係る地位の承継の承認申請手数料

	地位承継承認申請手数料
1戸につき	1,500円

5. 法第6条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料を加算します。また、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、建築基準法に定める構造計算適合性判定に要する手数料の額を加算します。